

第 99 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 15 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 仮議題
4-(2)	第 15 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 主な検討議題
参考	コーデックス会議開催スケジュール

第 99 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 4 年 4 月 26 日（火）

10:00～12:00

場所：農林水産省共用第 2 会議室
(web 併催)

議 事 次 第

1. 議題

[第 1 部] コーデックス連絡協議会

① 今後の活動について

- ・第 15 回食品汚染物質部会 (CCCF)

② その他

[第 2 部] 基調講演

「コーデックスと日本 過去、現在、未来」

宮城島 一明 氏

イオン(株)アドバイザー（元世界保健機関（WHO）食品安全・人畜共通感染症部長、
元国際獣疫事務局（OIE）次長兼科学技術部長、元コーデックス事務局長）

コーデックス連絡協議会委員

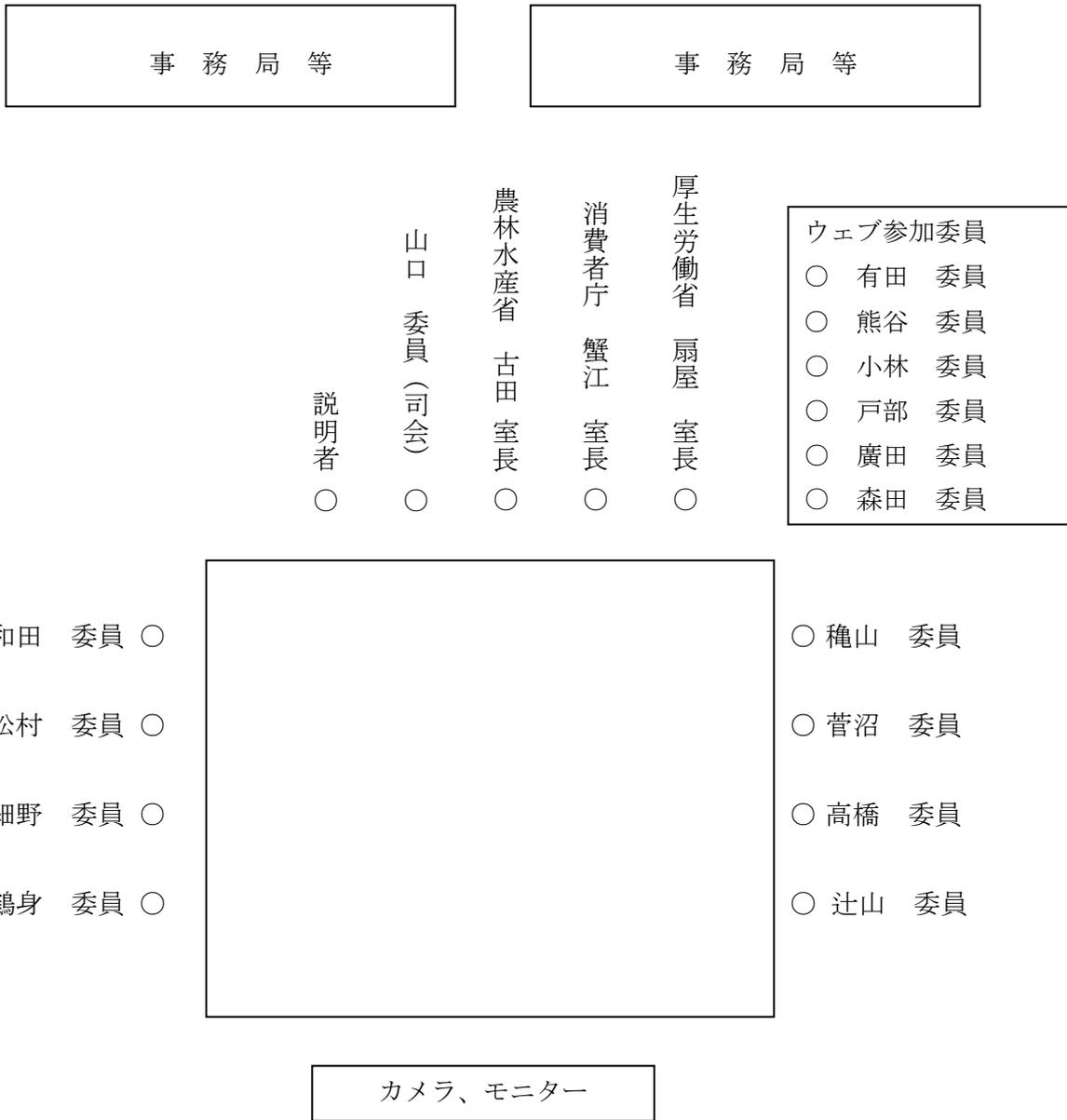
令和4年4月1日現在

(敬称略 50音順)

あきやま 穂山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
ありた 有田	よしこ 芳子	主婦連合会 常任幹事
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
こばやし 小林	ゆう 優	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 NACS 消費生活研究所 所長
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ほその 細野	ひでかず 秀和	サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部 品質保証推進部 専任部長
まつむら 松村	まさひこ 雅彦	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
もりた 森田	まき 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わだ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 99 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 4 年 4 月 26 日 (火) 10:00~12:00
農林水産省共用第 2 会議室 (web 併催)



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 15 回食品汚染物質部会 (CCCF)

日時：本会合 2022 年 5 月 9 日（月）～13 日（木）、報告書採択 24 日（火）
 （汚染物質の分析法に関するレビュー（仮議題 16）、汚染物質のコーデックス規格に関するレビュー（仮議題 18）、JECFA 評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業（仮議題 19）、JECFA における汚染物質の評価の優先リスト（仮議題 20）に関する作業部会：5 月 3 日（火）、5 日（木）に開催予定）
 方法：バーチャル会合形式（Zoom）（議長国：オランダ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
産業由来、環境由来の汚染物質及び天然由来の毒素	
5	カカオパウダー（総乾燥カカオ固形分が 100%）中のカドミウムの最大基準値（ステップ 4）
6	カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 7）
7	特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4）
8	特定の魚種（オレンジラフィー、キングクリップ）中のメチル水銀の最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4）
毒素	
9	特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4）
10	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4）
11	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシンの最大基準値及びオクラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4）
12	キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 4）

討議文書	
13	魚類中のメチル水銀 <ul style="list-style-type: none"> マジェランアイナメへの最大基準値設定の実現可能性 魚類中のメチル水銀に関するその他のリスク管理
14	ピロリジジナルカロイド
一般事項	
15	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
16	汚染物質の分析法に関するレビュー
今後の作業	
17	CCCCF の今後の作業計画 <ul style="list-style-type: none"> CCCCF が今後作業を行う主要食料と汚染物質の組合せに関するレビュー
18	汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
19	JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業
20	JECFA による汚染物質の評価の優先リスト
その他	
21	その他の議題
22	次回会合の日程及び開催地
23	報告書の採択

(情報文書)

本部会における汚染物質及び毒素に関する議論の経緯や毒性評価の概要、現存及び作業中の最大基準値など各種情報を収載した、部会中に参照・使用するための作業文書 (CF/15 INF1) (日本がオランダと共同作成)

第 15 回食品汚染物質部会（CCCF）の主な検討議題

日時：作業部会※ 2022 年 5 月 3 日（火）、5 日（木） 日本時間 20:00-23:00

本 会 合 2022 年 5 月 9 日（月）～13 日（金） 日本時間 20:00-23:00

報告書採択 2022 年 5 月 24 日（火） 日本時間 20:00-23:00

※汚染物質の分析法に関するレビュー（仮議題 16）、汚染物質のコーデックス規格に関するレビュー（仮議題 18）、JECFA 評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業（仮議題 19）、JECFA における汚染物質の評価の優先リスト（仮議題 20）の 3 議題に関する作業部会

方法：バーチャル会合形式（議長国：オランダ）

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

（対処方針）

仮議題を本会合の議題として採択するものである。関連する議題は、前後して議論するなど効率的に実施されるよう対処したい。

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（経緯）

第 44 回総会、第 81 回執行委員会、第 41 回分析・サンプリング法部会における CCCF 関連事項の報告が行われる。

（対処方針）

報告を聴取し、適宜、対処したい。

仮議題 3. FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項

（経緯）

本部会に関連する FAO 及び WHO の活動や作業の報告がある。予定されている報告事項は次のとおり。

- JECFA の活動報告及び今後の予定
- ダイオキシン及びダイオキシン様物質に関する WHO の今後の作業
- JECFA による科学的助言のための資金提供依頼
- 世界食品消費量データベース及びリスクアナリシスのためにデータを作成、使用するための加盟国の支援活動
- 食品安全の将来を考える FAO の展望報告書
- その他の CCCF に関連しうる事項（FAO 関連）
 - 「食料入手が限られた状況下で最良の健康成果を達成するための食品安全に関する考察」についての FAO の作業
 - 二枚貝のモニタリングに関する FAO の作業
 - 有害藻類ブルーム（HAB）の早期警報システム

- ▶ マイクロプラスチック
- ▶ 魚類の消費
- ▶ 海藻類と食品安全
- ▶ 「FAO 戦略フレームワーク 2022-2031」における食品安全に関する戦略的優先事項
- その他の CCCF に関連する事項（WHO 関連）
 - ▶ 飲料水中のマイクロプラスチック
 - ▶ 飲料水の品質ガイドラインの更新
 - ▶ WHO 食品安全に関する世界戦略
 - ▶ 食品由来疾病の負荷

（対処方針）

各報告事項を聴取し、仮議題 19 及び仮議題 20 において関連する作業提案などが行われる場合には、我が国への影響を評価して適切に対処したい。

仮議題 4. その他の国際機関からの関心事項

（対処方針）

現時点では資料未着である。国際機関からの報告に適宜対処したい。

仮議題 5. カカオパウダー（総乾燥カカオ固形分が 100%）中のカドミウムの最大基準値（ステップ 4）

（経緯）

チョコレート及びカカオ製品中のカドミウムの最大基準値（ML）については、第 44 回総会までにチョコレートに関して総カカオ固形分の含有比率に応じて 4 分類に分けた ML に合意し、採択済み。第 14 回 CCCF（2021 年）では、カカオパウダーに関して、含有実態データに基づく ML 原案と、採択済みのチョコレートの総カカオ固形分の含有比率と ML から比例計算した ML 原案の 2 案について議論したものの、両者に二分する支持があり合意に至らなかったこと、また、比例計算に基づいてカカオパウダーの ML を議論することの技術的な問題点が指摘されたことから、議論の 1 年先送りに合意。

今次会合では、電子作業部会（EWG、議長：エクアドル、共同議長：ガーナ）から、含有実態データに基づくカカオパウダー中のカドミウムの ML 原案として、2.0 – 3.0 mg/kg が提案されており、最終採択に向けて第 45 回総会にステップを進めることが提案されている。

（対処方針）

JECFA がカカオ製品に由来するカドミウムの経口暴露に占める寄与や ML 設定による暴露削減の効果は世界的レベルでは小さい（その一方で ML 案によっては相当な違反率となる）と評価したことを踏まえ、ML の設定に当たっては、ALARA の原則（食品中の汚染物質を“無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべき（as low as reasonably achievable）”という考え方）に従い、含有実態に基づく適切な水準の ML 設定が検討されるべきとの立場で対処したい。

仮議題 6. カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 7）

（経緯）

第 13 回 CCCF（2019 年）で新規作業に合意し、第 42 回総会で承認。第 14 回 CCCF ではペルーを議長、エクアドル、ガーナを共同議長とする EWG が策定した原案について、部会に提出されたコメントに基づいてさらなる修正作業を行うことを前提に第 44 回総会に予備採択を諮ることに合意。

今次会合では、EWG から第 14 回 CCCF のコメントに基づいて改訂された実施規範案が提案されており、第 45 回総会での最終採択が可能かどうかを判断すること、最終採択が難しい場合には第 16 回 CCCF（2023 年）での実施規範の最終化に向けて検討すべき主な問題点を特定することが要請されている。

（対処方針）

我が国においてはカカオ豆の生産技術に関する知見は乏しく、規範案内容の実行可能性や効果については判断が難しいものの、カカオ豆、さらにはカカオ製品のカドミウム濃度の低下に繋がることが期待されることから、基本的には最終採択に反対しないとの立場で対処したい。

仮議題 7. 特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4）

（経緯）

第 13 回 CCCF（2019 年）において、鉛の ML が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果、ML 設定の優先度が高い品目として、卵及び卵加工品、芳香性ハーブ及びスパイス類、乳幼児用食品（既に ML 設定済みの品目を除く）、砂糖・菓子類（カカオ製品を除く）を特定し、第 42 回総会において、ML 設定の新規作業が承認。第 14 回 CCCF では、議論の結果、卵（ニワトリ、アヒル）、乾燥スパイス及び料理用ハーブ、生鮮料理用ハーブ、砂糖類、砂糖を原料とする飴菓子類、乳幼児用穀類加工品、直接消費用乳幼児用調理済み食品について、提出されたコメント、新たに提出された含有実態データに基づいて、ブラジルを議長とする EWG が原案を再検討することに合意。

今次会合では、EWG から、直近 10 年の含有実態データ及び ALARA の原則に基づくアプローチから ML 設定により想定される違反率や暴露量の低減効果を考慮して、表 1 の ML 原案が提案されている。

（対処方針）

食品中の鉛の ML の新規設定については、最新の实態調査データと ALARA の原則に基づいて、消費者の健康保護と食品の安定供給のバランスをとり、国際的に適切な水準に設定されるべきとの方針で対処したい。また、含有実態に関するデータが十分でない品目については、さらなるデータ収集を行い再検討するか、現時点では ML の設定を見送ることも含めて検討すべきとの立場で対処したい。

表1：食品中の鉛の最大基準値原案

品目	ML 原案 (mg/kg)	備考 (ML原案の根拠など)
卵		
生鮮卵 (鶏卵及び鶯卵)	案の1 : 0.25	分析法の性能規準から設定
	案の2 : 不設定	汚染が極めて少なく、生鮮卵の国際貿易も小さいことを考慮
料理用ハーブ類		
生鮮料理用ハーブ (ローズマリーを除く)	0.25	違反率 4.5%
生鮮ローズマリー	0.5	違反率 3.0%
乾燥料理用ハーブ	2.0	違反率 4.6%
乾燥スパイス類		
花の部分 (クローブ) (サフランを除く)	2.5	違反率 5.0% ※サフランはデータ数が少ないため除外
果実、ベリー (スターアニス、スマックを除く)	0.8	違反率 2.7% ※スターアニス、スマックは濃度が高く、データ数が少ないため除外
根茎、鱗茎、根 (ニンニクを除く)	3.5	違反率 4.8%
ニンニク	0.4	違反率 2.4%
樹皮	2.5	違反率 4.7%
種子 (アジヨウソウ、セリ、デイル、マハレブ、マスタート、ホピーを除く)	0.8	違反率 2.0% ※データ数が少ない種子スパイスを除外
セロリシード	1.5	違反率 4.2%
砂糖類、甘味料、はちみつ		
Sugar, white and refined	0.1	違反率 0.8%、0%
Sugar, browned and raw	0.1	違反率 3.2%、1.6%
はちみつ	0.06	違反率 4.4%
コーンシロップ、メイプルシロップ	0.1	違反率 0%、1.8%
Molasses	0.3	違反率 5.0%
砂糖類を原料とする飴菓子		
ハードキャンディ、グミ・ジェリー	0.05	違反率 4.4%、5.0% ハードキャンディには、ハードキャンディ、トーチ、ミント、リポップを含む。 グミ・ジェリーには、グミ、ジェリー、リコリスを含む。
ソフトキャンディ	0.07	違反率 2.0% ソフトキャンディには、ソフトキャンディ、チェーズ、トワイを含む。
粉状キャンディ (candy powder)	0.2	違反率 4.6%
乳幼児用食品		
乳幼児用穀類加工品	0.05	違反率 1.3%、 “as is”に適用
直接消費用乳幼児用調理済み食品	0.05	違反率 1.0%

仮議題 8. 特定の魚種（オレンジラフィー、キングクリップ）中のメチル水銀の最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4）

（経緯）

第 14 回 CCCF において、オレンジラフィー及びキングクリップの 2 魚種について、メチル水銀の最大基準値について、新規作業に合意し、第 44 回総会で承認。

ニュージーランドを議長、カナダを共同議長とする EWG において、各国から提出された含有実態データの解析が行われ、オレンジラフィーについては 0.8 mg/kg、キングクリップについては 1.0 mg/kg の ML 原案が提案されている。

また、ML を策定済み及び当該魚種のメチル水銀に関するサンプリングプランについては、各国が魚類中のメチル水銀又はその他の汚染物質に関して採用しているサンプリングプランに関する情報を収集し、検討を継続することが提案されている。

（対処方針）

オレンジラフィー及びキングクリップの ML 原案については、ML 策定済みの魚種と同様に含有実態データに基づく基準値であることから、支持する立場で適宜対処したい。

またサンプリングプランについても、CCCF において、情報を収集し、検討を継続することを支持する立場で適切に対処したい。

仮議題 9. 特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4）

（経緯）

第 7 回 CCCF（2013 年）から穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの ML 設定について議論の中断を挟みつつ検討。第 13 回 CCCF において新規作業に合意し、第 42 回総会において承認。第 14 回 CCCF では、EWG（議長国：ブラジル、共同議長国：インド）を再設置し、トウモロコシ穀粒、トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク、玄米及び精米、加工向けのソルガム穀粒、乳幼児用穀類加工品中の総アフラトキシンの ML 及び関連するサンプリングプランの策定に関する作業を継続し、新たに提出されるデータがあればそれらを考慮し、データが提出されない場合は既存のデータセットで第 15 回 CCCF で最終化を目指すことに合意。

EWG からは、直近 10 年分の実態調査データに基づいて、ML の設定により想定される違反率や暴露量の低減効果、かび毒濃度の年次変動や地理的な変動、食糧援助への影響なども考慮して、表 2 の ML 原案が提案され、第 45 回総会での最終採択が可能か判断するよう求められている。

また、サンプリングプランについては、ML が設定されるまで一次中断するとともに、策定にあたっては、既存のコーデックスにおける総アフラトキシンのサンプリングプランと整合をとるか、CCMAS が改訂作業中のサンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の最終化を待つか、総アフラトキシンの「複数成分の総量（sum of components）」に関する分析法の性能規準の設定について CCMAS に協議すべきかどうかについても助言するよう求められている。

表 2：穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの最大基準値原案

品目	最大基準値 ($\mu\text{g}/\text{kg}$)	備考(想定される違反率、適用対象など)
加工向けトウモロコシ穀粒	30	3.7%, 飼料用には適用しない
トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク	20	1.0%
玄米	25	1.9%
精米	5	0.8%
加工向けソルガム穀粒	15	0.9%
乳幼児用穀類加工品, そのまま”as is”に適用、乳児(12ヶ月まで)及び幼児(12~36ヶ月)向けのすべての穀類加工品	10	0.14%

(対処方針)

アフラトキシンの暴露はできるだけ小さくする必要があること、ML が検討されている品目は多くの国や地域で主食であることから、ALARA の原則に基づいて適切な ML となるよう対処したい。

サンプリングプランについては検査結果に影響を与えるため、科学的な根拠に基づく議論が行われるよう対処したい。

仮議題 10. 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン (ステップ 4)

(経緯)

第 12 回 CCCF (2018 年) において、落花生中のアフラトキシンの防止低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) を実行し、3 年後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて議論を再開することに合意。第 14 回 CCCF で、インドを議長国とする EWG を再設置し、新たに収集した実態調査データに基づいて ML 原案を含む討議文書の策定に合意。

EWG からは、第 83 回 JECFA の評価結果、実態調査データ及び加工向け落花生の既存の ML ($15 \mu\text{g}/\text{kg}$) を考慮して、直接消費用落花生の ML については、 $10 \mu\text{g}/\text{kg}$ 又は $12 \mu\text{g}/\text{kg}$ とする ML 原案を第 45 回総会での最終採択に向けてステップを進めることが提案されている。また、サンプリングプランについては、加工用落花生のサンプリングプランを直接消費用落花生にも適用することが提案されている。

(対処方針)

アフラトキシンの暴露はできるだけ小さくする必要があることから、ALARA の原則に基づいて適切な ML となるよう対処したい。

サンプリングプランについては検査結果に影響を与えるため、科学的な根拠に基づく議論が行われるよう対処したい。

仮議題 11. ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コシヨウ及びターメリック中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A の最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4）

（経緯）

第 12 回 CCCF（2018 年）にスパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 78-2017）を実行し、3 年後に新たな収集、提出された実態調査データに基づいて議論を再開することに合意。第 14 回 CCCF で、インドを議長国とする EWG を再設置し、新たに収集した実態調査データに基づいて ML 原案を含む討議文書の策定に合意。

EWG からは、総アフラトキシンに関して、含有実態データに基づいて、品目ごとに異なる ML とするか、またはすべての品目に横断的な一つの ML とする原案、オクラトキシン A についてはすべての品目に横断的なひとつの ML とする原案が表 3 のとおり提案されている。サンプリングプランについては、ISO 948（スパイスと調味料 -サンプリング）か、適切な代替案を検討することが提案されている。

表 3：ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コシヨウ及びターメリック中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A の最大基準値原案

かび毒	品目	ML 原案 (µg/kg)
総アフラトキシン	案 1	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ コシヨウ、ターメリック
	案 2	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、 コシヨウ、ターメリック
オクラトキシン A	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コシヨウ、ターメリック	20

（対処方針）

我が国の輸入検疫においても規制値を大きく超えるアフラトキシンが検出されることがある。我が国におけるスパイス類の消費量は限定的であり、途上国において貴重な収入源であることを考慮しつつ、適切な ML となるよう対処したい。

サンプリングプランについては検査結果に影響を与えるため、科学的な根拠に基づく議論が行われるよう対処したい。

仮議題 12. キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 4）

（経緯）

第 14 回 CCCF で新規作業を行うことに合意し、第 44 回総会で承認。

EWG（議長国：ナイジェリア、共同議長国：ガーナ）から、生産から収穫、加工、流通に至るまでのかび毒汚染防止対策を含む原案が提案されており、ステップを進めることが可能かどうか判断すること、できない場合には第 16 回 CCCF での最終化に向けてさらに検討が必要な主な事項を特定することが要請されている。

(対処方針)

我が国においてはキャッサバ、キャッサバ加工品に関する知見やデータがないものの、キャッサバ及びキャッサバ製品の安全性の向上のために、科学データに基づく議論が行われるよう対処したい。

仮議題 13. 魚類中のメチル水銀に関する討議文書

(経緯)

• マジェランアイナメへの最大基準値設定の実現可能性

第 14 回 CCCF で、マジェランアイナメ（俗称：メロ）に関しては ML 設定の検討に必要なメチル水銀データが不足しており新規策定の同意が得られず、ライギョダマシ属（マジェランアイナメが分類される属）を対象にさらなるデータを収集して仮議題 8 と同じ EWG において検討することとなった。

今次会合に向けて新たにデータを募集したものの、ML の検討に必要なマジェランアイナメ及びライギョダマシ属のメチル水銀データが得られなかったことから、EWG から ML の策定作業の中止、又はデータの再募集を検討することが提案されている。

• 魚類中のメチル水銀に関するその他のリスク管理

第 14 回 CCCF で、魚類中のメチル水銀濃度の管理に関するガイダンスの策定の可能性を評価するための文献レビューの実施に合意したもの。EWG からは、各国や文献に情報を求めたものの、採取、選別、加工等におけるメチル水銀濃度の管理ガイダンスを作成可能とするような情報は得られなかった。作業の中止、作業の延期とさらなる情報の収集、又は、情報が十分にあればサンプリングプランの一部として検討することのいずれかが提案されている。

(対処方針)

マジェランアイナメへの ML 設定については、十分な含有実態データはないが、他の加盟国の状況を踏まえ、適切に対処したい。

リスク管理に関するガイダンスの策定については、加盟国の意見を踏まえ、適切に対処したい。

仮議題 14. ピロリジジナルカロイドに関する討議文書

(経緯)

JECFA の評価結果を受けて、食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド汚染を防止及び低減するための雑草管理に関する実施規範（CXC 74-2014）の改訂の可能性や、他のリスク管理措置（すなわち ML の設定）の実行可能性の検討を EU を議長とする EWG を設置して検討することに第 14 回 CCCF で合意。しかしながら EWG が開催されず、討議文書は作成されなかった。

(対処方針)

引き続き EWG を再設置し、EWG において必要かつ実行可能なリスク管理措置について情報を整理した上で、次回会合において議論すべきとの立場で対処したい。

仮議題 15. 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関する一般ガイダンス

(経緯)

第14回 CCCF において、ML 策定作業における本ガイダンスの重要性を確認し、データ収集、データ解析、データ提示に焦点を当てて作業を行うべきことや回付文書を発行して各国からコメントを求め、EWG（議長：EU、共同議長：米国、オランダ、日本）を再設置して今次会合での完成に向けて作業を行うことに合意した。現時点で資料が未着である。

(対処方針)

資料が到着しておらず、十分な検討時間がないため、本会合でのガイダンス本文の討議は難しい状況である。本ガイダンスの作成は、適切な汚染実態データに基づいて一貫した考え方で ML を策定する上で重要であり、他の議題への影響も大きいことから、共同議長としての責務を果たすために、次回会合までに行うべき作業の内容や道筋が明確となるよう対処したい。

仮議題 16. 汚染物質の分析法に関するレビュー

(経緯)

第14回 CCCF において、分析及びサンプリング法に関する一般規格 (CXS 234-1999) が、CCMAS の管轄下にある分析・サンプリング法の唯一の参照規格であることを確認し、汚染物質の一般的な分析方法に関する規格 (CXS 228-2001) の内容を現在利用可能な分析法や性能規準に置換した上で CXS234 に移行し、廃止する方針で見直すことに合意。

ブラジル、米国及び日本が協力して分析法のレビューを行った結果、以下について検討するよう部会に提案した。

- 鉛及びカドミウムに関する性能規準を検討し、CCMAS に CXS234 に含めるよう検討することを要請するかどうか決定すること。
- CXS 228 に含まれる銅、鉄、亜鉛の分析法は既に CXS234 に含まれていることから、CXS228 を廃止するよう CCMAS に要請することを検討すること。
- CXS234 に収載されている鉛の分析法のうち、今回提案している性能規準と重複する分析法は削除するか、性能規準に適合する場合には「分析法の例」の欄に移動させるよう CCMAS に要請するかどうかを検討すること。
- 鉛、カドミウムの分析法の性能規準に適合する分析法の例を特定し、提案するよう CCMAS に要請すること。
- CXS234 に収載されているナチュラルミネラルウォーターの鉛及びカドミウムの分析法の性能規準を今回提案しているものに置き換えることが適切かどうか評価するよう CCMAS に要請すること。

(対処方針)

ブラジル、米国と共同提案した内容が部会で合意されるよう、適宜対処したい。

仮議題 17. CCCF の今後の作業計画（CCCF が今後作業する主要食品と汚染物質の組合せに関するレビュー）

（経緯）

第 14 回 CCCF で事務局から提案されたレビューの方法論（既存のコーデックス文書、GEMS/Food へ提出されたデータ、科学論文等を活用）に関して、各国に回付文書を送付して意見を求めるとともに、ホスト国が、事務局、JECFA 事務局が各国からのコメント等を考慮して討議文書を作成して、今次会合で議論することに合意。現時点では討議文書が未着である。

（対処方針）

主要食品と汚染物質に関するリスク管理措置の必要性については、手続きマニュアルや食品及び飼料中の汚染物質及び毒素の一般規格（CXS 193-1995, GSCTFF）に規定された原理原則に基づいて優先順位付けが行われるべきであり、部会全体の作業負荷も考慮すべきとの立場で対処したい。

仮議題 18. 汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー

（経緯）

第 14 回 CCCF において合意したアプローチ※に従って、現行の食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格のレビューを 3 年間試行することとなったもの。

各国から回付文書により提出されたコメントに基づいて、本会合会期前の作業部会（議長：カナダ）において、議論が行われる予定。

※ アプローチの内容

1. 既存の汚染物質に関する ML 及び COP 等のうち、以下①及び②に該当するものの追跡リストを作成する。
 - ① 策定または直近の改定（改訂）から 15 年以上及び 25 年以上が経過
 - ② 特定の時期に改訂することが、過去の CAC や CCCF で合意又は加盟国により提案
2. 追跡リストに掲載した ML 及び COP 等について、消費者の健康及び貿易への影響の観点から作成した以下の優先順位付けの規準に該当する情報・データの入手状況を考慮して、改定（改訂）が必要なものを同定する。

共通の規準	ML に関する追加の規準	COP に関する追加の規準
<ul style="list-style-type: none">・新たな含有実態データ・新たな経口摂取量データ・新たな健康影響に関する指標値	<ul style="list-style-type: none">・個別食品規格の対象範囲の改訂・食品及び飼料に関するコーデックス分類（CXA4-1989）の改訂・ML による国際貿易の阻害	<ul style="list-style-type: none">・汚染防止・低減に関する新たな技術・既存の COP の対象範囲の拡大・類似の COP の改訂

（対処方針）

規格の改訂や改定の必要性については、JECFA の最新の評価結果をはじめ上記の規準に関連する情報・データの利用可能性を評価するとともに、手続きマニュアルや GSCTFF に規定された規格策定の規準に適合するかどうかを総合的に評価して優先度

を検討すべきであり、そうした判断が可能となる情報やデータが同定、収集、整理、評価されるよう手順の改善に向けて対処したい。

また、試行初年度となる今次会合では、特定の規格の改訂、改定に関する新規作業の是非ではなく、レビューの手順の検証や改善に作業の重点を置くべきとの立場で対処したい。

仮議題 19. JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業

(経緯)

JECFA や FAO/WHO 専門家会合の評価が完了した物質のうち、報告書が利用可能なシガテラ毒素、トロパンアルカロイド類、麦角アルカロイドに関するフォローアップ作業について、本会合の会期前に開催される作業部会（議長：EU）で議論される予定。

(対処方針)

フォローアップ作業が必要な汚染物質、毒素については、専門家会合で健康リスクが無視できないとされたものを優先し、EWG を設置して討議文書を作成し、想定される作業に必要な情報やデータの利用可能性を整理した上で、手続きマニュアルや GSCTFF に規定された新規作業の規準に適合するかどうかを判断すべきとの立場で対処したい。

仮議題 20. JECFA による汚染物質の評価の優先リスト

(経緯)

第 14 回 CCCF で作成した優先リストには、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類、トリコテセン類、スコポレチンが収載されている。

本会合の会期前に開催される作業部会（議長：米国）で議論される予定。

(対処方針)

各国からの提案を聴取し、我が国へのインパクトなども考慮して適宜対処するとともに、新たに利用可能な情報、データがあれば情報提供したい。

(以下、省略)

仮議題 21. その他の議題

仮議題 22. 次回会合の日程及び開催地

仮議題 23. 報告書の採択

第15回Codex食品汚染物質部会について

令和4年4月26日

農林水産省  厚生労働省

食品汚染物質部会（CCCCF）

- 委任事項：
 - ✓ 食品、飼料中の汚染物質、自然毒の最大基準値の設定、改定
 - ✓ 関連する実施規範の検討、策定
 - ✓ 食品、飼料中の汚染物質、自然毒を特定するための分析法、サンプリング法の検討、策定
 - ✓ FAO/WHO合同食品添加物専門家会合（JECFA）における汚染物質及び毒素のリスク評価の優先リストの作成
- ホスト国（議長国）：オランダ
- 最近の開催状況：
 - 第11回会合：2017年4月ブラジル・リオデジャネイロで開催
 - 第12回会合：2018年3月オランダ・ユトレヒトで開催
 - 第13回会合：2019年4月インドネシア・ジョグジャカルタで開催
 - 第14回会合：1年延期を経て2021年5月にバーチャル開催

第15回CCCCF 仮議題一覧（1）

開催日：本会合 5月9日(月)、10日(火)、11日(水)、12日(木)、13日(金)

報告書採択 5月24日(火)

作業部会（議題16、18、19、20関連）5月3日(火)、5日(木) 各日 20:00-23:00

番号	議題名
1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO及びWHO（FAO/WHO食品添加物専門家会議を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
5	カカオパウダー（総乾燥カカオ固形分100%）中のカドミウムの最大基準値（ステップ4）
6	カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ7）
7	特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ4）
8	特定の魚種中のメチル水銀の最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ4）
9	特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンの最大基準値（ステップ4）
10	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ4）
11	ナツメグ、乾燥トウガラシ・パプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシン及びオクラトキシンAの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ4）

3

第15回CCCCF 仮議題一覧（2）

番号	議題
12	キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ4）
13	魚類中のメチル水銀 ・マジェランアイナメへの最大基準値設定の実現可能性 ・魚類中のメチル水銀に関するその他のリスク管理
14	ピロリジジナルカロイド
15	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
16	汚染物質の分析法に関するレビュー
17	CCCCFの今後の作業計画 ・CCCCFが今後作業を行う主要食料と汚染物質の組合せに関するレビュー
18	汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
19	JECFAによる評価及びFAO/WHO専門家会合の成果のフォローアップ作業
20	JECFAによる汚染物質の評価の優先リスト
21	その他の議題
22	次回会合の日程及び開催地
23	報告書の採択

食品及び飼料中の汚染物質、毒素による 汚染防止及び低減に関する実施規範

【実施規範(Code of Practice, COP)とは】

- 食品の生産、調製、保管、製造、流通、消費等の過程を通じて、行政、関連事業者、消費者等がとるべき措置を定めたもの
- 加盟国の関連事業者等が実施規範を実行することで、食品中の汚染濃度の低減や消費者の暴露量の低減が期待できる

【基本的な対処方針】

- 汚染水準の全体的な低減に繋がるものであり、有効性が証明された利用可能なデータ、情報がある場合には、最大基準値の策定よりも優先して議論、策定すべきもの
- 我が国から提供可能なデータ、情報がある場合には、電子作業部会(EWG)に参加し、原案作成に貢献するなど積極的に対応

【関連する主な議題】

議題6：カカオ豆中のカドミウム

議題12：キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒

5

食品中の汚染物質、毒素の最大基準値

【最大基準値(Maximum Level, ML)とは】

- その品目中に含有することが法的に許容されるとコーデックス委員会により推奨される汚染物質又は毒素の最大濃度

【基本的な対処方針】

- 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格(GSCTFF)に定めるML設定の規準に従い、JECFAのリスク評価結果に基づき、科学的な実態調査データを考慮し、消費者の健康が適切に保護されることを大原則としてALARAの原則※に則り策定されるべき

【関連する主な議題】

議題5：カカオパウダー中のカドミウム

議題7：食品中の鉛

議題8・13：魚類中のメチル水銀

議題9：穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシン

議題10：直接消費用落花生中の総アフラトキシン

議題11：スパイス類中の総アフラトキシン、オクラトキシンA

※ALARAの原則：

食品中の汚染物質濃度を“無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべき”という考え方

6

【サンプリングプランとは】

- 食品又は飼料中の最大基準値の適合性を判断する際にロットから抜き取るサンプルの大きさ（数・量）と合否判定基準の組み合わせ
- 同じMLと試料であっても、サンプリングプランが異なれば、合否判定の結果が変わることがある

【基本的な対処方針】

- アフラトキシンのような偏在性の大きい物質に関するサンプリングプランは、統計学的な評価結果に基づいて、実行性も考慮し設定されるべき
- 魚類中のメチル水銀に関するサンプリングプランは、情報を収集し、検討を継続することを支持

【関連する主な議題】

議題8：魚類中のメチル水銀

議題9：穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシシン

議題10：直接消費用落花生中の総アフラトキシシン

議題11：スパイス類中の総アフラトキシシン、オクラトキシシンA

7

【分析法の性能規準（Performance Criteria）とは】

- 最大基準値の適合性を判断する際に必要とされる分析法の要件（検出下限、定量下限、空間相対標準偏差、回収率など）を定めたもの
- 特定の分析法を指定しないことで、利用可能な器具、機材に応じて、性能規準に適合する分析法を自由に選択することができる

【基本的な対処方針】

- 特定の分析法ではなく、性能規準を設定することを支持
- 分析法の性能規準は、ML案の合意後に、「手続きマニュアル」中のガイドラインに従い策定されるべき
- 我が国で一般的に用いられている妥当性が確認された分析法が利用可能となるよう対処

【関連する主な議題】

議題16：汚染物質の分析法に関するレビュー



【関連する主な議題】

- 議題15：最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
- 議題17：CCCFの今後の作業計画
- 議題18：汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
- 議題19：JECFAの評価及びFAO/WHO専門家会合の成果のフォローアップ作業
- 議題20：JECFAによる汚染物質及び毒素の評価の優先リスト

【基本的な対処方針】

- CCCFの今後の作業の方向性の決定、さらなる食品の安全性の向上、コーデックス規格の信頼性の向上のために重要な事項であり、我が国においても科学に基づく食品安全行政を推進するため、これらの作業に積極的に関与・貢献する

(参考)

2022年4月21日時点

コーデックス会議開催スケジュール

会議	開催期間
2022年	
第52回食品衛生部会（バーチャル）	2月28日～3月4日、3月9日
第22回生鮮果実・野菜部会（バーチャル）	4月25日～29日、5月4日
第15回食品汚染物質部会（バーチャル）	5月9日～13日、24日
第32回ヨーロッパ地域調整部会（バーチャル）	5月16日～18日、20日
第82回執行委員会（バーチャル）	6月20日～24日、30日
第53回残留農薬部会（バーチャル）	7月4日～8日、13日
第6回スパイス・料理用ハーブ部会（バーチャル）	9月26日～30日、10月3日
第83回執行委員会（バーチャル）	11月14日～18日
第45回総会	11月21日～25日、12月12日～13日
（他の地域調整部会の開催日程は現時点では未公表）	
2023年	
第26回食品残留動物用医薬品部会	2月13日～17日
第43回栄養・特殊用途食品部会	3月6日～10日
第53回食品添加物部会	3月27日～31日
第16回食品汚染物質部会	4月17日～21日
第26回食品輸出入検査・認証制度部会	5月1日～5日
第47回食品表示部会	5月15日～19日
第42回分析・サンプリング法部会	6月12日～16日
第54回残留農薬部会	6月26日～7月1日